

これまでより早く運転免許合格へ

17歳6か月になったら自動車学校へ行こう!!

⇒道路交通法改正（令和8年4月1日から）

準中型仮免許

普通仮免許



18歳から
17歳6か月に
年齢引き下げ

Q:これまでとどう違うの？

A:これまで、18歳にならないと仮免許が取得できないために

誕生日が1月から3月生まれの方は、高校を卒業しての4月からの新生活に運転免許証の取得が間に合わない方がいました。これからは、早めに入校することができ、在学中に運転免許証を取得することができます。

ただし、運転免許証の受領は18歳の誕生日がきてからとなります。

①仮免許証の取得
可能(17歳6か月)

②免許学科試験の受験
可能(17歳6か月)

※自動車学校へは17歳6か月より若干前に入校できます。各自動車学校へ相談してください。

新生活には
運転免許証を
持って!